

令和5年8月21日

被保険者・被扶養者の皆さまへ

ジェイティービー健康保険組合

マイナンバーカードの健康保険証利用に向けて

マイナンバーカードをめぐる情報は情報の紐付けの誤りの事案が多数報じられており、不安をお持ちの方も多くおられることと思います。

マイナンバーカードの健康保険証利用には多くのメリットがありますが、それを享受するには加入者の皆様からの正確な情報のご提供や、ご自身で行っていただく手続き等が必要です。まず、ご自身で健康保険証情報が正しくマイナンバーカードに紐付けされていることをマイナポータルでご確認いただきますようお願いいたします。**万一、ご自身の健康保険資格情報に異常（紐付けができていない、情報が誤っている）がありましたら、至急、当健保までご一報ください。**

【マイナンバー情報総点検の結果】

当組合にてマイナンバー情報の総点検を実施したところ、**他人のマイナンバーが登録されているケースが0件、家族内でのマイナンバー相違（双子の入り繰り）のケースが8件（4家族）、ご自身にてマイナンバーを変更したケース12件**で、紐付けの誤りに該当するケースはありませんでした。

当組合は必ずマイナンバーが記載された届書を事業主より提出いただいているため、他人のマイナンバーが紐付けされることは極めて低く、現実的には誤りは起こりえないことと考えられます。

【マイナンバーカードと健康保険証の紐付けの仕組み】

当組合では、事業主からの申請に基づいて各自の情報を登録しており、これが政府の中間サーバーを介してマイナンバー登録情報と突合（マッチング）され、健康保険証への紐付けが確認されます。紐付けが完了し、医療機関等にマイナンバーカードで受診すると、医療機関側にてオンラインで資格情報の確認（＝オンライン資格確認）が可能となります。当組合の登録情報とマイナンバーの登録情報双方において、**5情報（漢字氏名・カナ氏名・生年月日・性別・住所）**が完全一致していない場合は、不一致として保険証との紐付けが認められず、マイナンバーカードの健康保険証利用ができなくなります。従って、この問題を回避するためには、正確かつ最新の情報を登録する必要がありますので、今後、引越して住民票を移した場合や結婚により氏名を変更した場合は、すみやかに届と添付書類を事業主（会社）の人事・総務部へ提出してください。また、届には必ず**住民票に記載されている住所表示・住民票に記載されている漢字氏名**で申請いただきますようお願いいたします。

【当組合の運用】

- ① 事業主から提出される「資格取得届」と「扶養家族増届」には、必ずマイナンバーの記載がある届を受理。
- ② 事業主から提出される「資格取得届」と「扶養家族増届」に記載のマイナンバーを当組合のシステムへ登録する際、機械的にマイナンバー（番号）の誤りを抽出する検査システムを導入。
- ③ ②にてマイナンバーが誤っていた場合、直ぐに事業主へ連絡し、再提出を依頼。

【マイナンバーカードの健康保険証利用】

来年（令和 6 年）秋を目途にマイナンバーカードと健康保険証の一本化（＝健康保険証の廃止）されることが決定しております。これを踏まえて、健康保険組合連合会より添付リーフレットが公表されておりますので、ご案内いたします。

尚、当該リーフレットにおいては、マイナンバーカードリーダー利用による受診の各種メリットが記されておりますが、これらを楽しむには以下の条件全てが前提となりますことご留意願います。

- ① マイナンバーカード取得（本人手続き）
- ② 取得したマイナンバーカードに対して保険証利用申し込み（本人手続き）
- ③ マイナンバーの健康保険組合への連絡（本人&事業主手続き）
- ④ 健康保険登録情報とマイナンバー登録 5 情報（漢字氏名・カナ氏名・生年月日・性別・住所）との一致（紐付け）
（健保登録申請時：本人&事業主手続き / 中間サーバー突合時：健保組合手続き）
- ⑤ 受診医療機関等におけるマイナンバーカードリーダー設置等マイナ受付体制の整備（医療機関手続き）

【マイナンバーカードを健康保険証として利用を行う際の注意点】

・マイナンバーカードで医療機関等を受診する際に、事前にマイナンバーを提出いただいていない等により、オンライン資格確認システムへのデータ登録に時間を要する場合は、医療機関にて「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示される場合がございます。

・オンライン資格確認システムへのデータ登録が完了している場合であっても、医療機関等の機器不良等によりオンライン資格確認を行うことが出来ない場合がございます。その場合、医療機関等の窓口において本来の負担割合で受診していただくことは可能だが、その際にマイナンバーカードの券面情報等を記載した書面を提出していただく必要が生じます。

・初めてマイナンバーカードで医療機関等を受診する場合や、転職等により新しい健康保険証が交付された場合などは、受診の前にマイナポータルで新しい資格が登録されていることを確認するか、念のためマイナンバーカードとあわせて健康保険証を持参することをお奨めします。